

議案第 34 号

渋川市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険診療所条例（平成 22 年渋川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 2 条」を「第 8 2 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第82条第1項</u>の規定に基づき、本市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対する療養の給付その他必要な業務を行うため渋川市国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p> <p>（業務） 第4条 診療所は、被保険者に対し、次の業務を行うものとする。ただし、各種被用者保険の被保険者、他市町村国民健康保険の被保険者その他の者に対しても同様の業務を行うことができる。 （1）～（3） （略） （4） <u>前3号</u>に掲げるもののほか、必要があると認める業務</p>	<p>（設置） 第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第82条</u>の規定に基づき、本市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対する療養の給付その他必要な業務を行うため渋川市国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p> <p>（業務） 第4条 診療所は、被保険者に対し、次の業務を行うものとする。ただし、各種被用者保険の被保険者、他市町村国民健康保険の被保険者その他の者に対しても同様の業務を行うことができる。 （1）～（3） （略） （4） <u>前各号</u>に掲げるもののほか、必要があると認める業務</p>